

議員提案第15号

教職員定数の確保，改善及び県費負担教職員制度の見直し  
に伴う適切な地方財政措置を求める意見書の提出について

このことについて，次のとおり意見書を提出するものとする。

平成27年12月1日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡 辺 仁

小 山 進

田 辺 新

佐 藤 耕 一

吉 田 孝 志

皆 川 英 二

五 十 嵐 完 二

飯 塚 孝 子

南 ま ゆ み

山 際 務

串 田 修 平

竹 内 功

教職員定数の確保，改善及び県費負担教職員制度の  
見直しに伴う適切な地方財政措置を求める意見書

平成 27 年 10 月に開催された財政制度等審議会において，平成 36 年度までに教職員定数を約 3 万 7,000 人機械的に削減すべきとの考えが示されました。

学校が，家庭の経済状況等による教育格差，いじめや不登校及び特別な支援が必要な児童生徒への対応など，複雑化，多様化した教育上の諸課題に直面している中，このような教職員定数の機械的な削減を行えば，地域，日本の未来を担う子どもたちの教育環境の悪化に直結し，その結果として，将来の社会の発展が望めなくなることが強く懸念されます。義務教育段階における教育水準の維持向上を図ることは国の責務であり，諸課題に対応するために必要な教職員定数が確保，改善されることが必須です。

また，平成 29 年 4 月には，県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることが予定されていますが，現在道府県が提供している教育行政の水準が維持できるよう教職員給与はもとより，移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額について，国による適切かつ確実な地方財政措置が講じられることが必要不可欠です。

よって本市議会は，国に対し以下のことについて強く要請します。

記

- 1 教職員定数の機械的な削減を行わず，教育上の諸課題に対応するために必要な教職員定数の確保，改善を行うこと。
- 1 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の指定都市への移譲に当たって，国による適切かつ確実な地方財政措置を講じること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 1 日

新潟市議会議長  
高橋 三 義

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

} 宛て